

水産動植物の毒性被害防止に係る農薬登録保留基準案



環境省は、平成 19 年 2 月 9 日付けで、6 種類の農薬「アミスルブロム」、「エスプロカルブ」、「シメトリン」、「ピラクロニル」、「メタフルミゾン」、「ヨードスルフロンメチルナトリウム塩」に関する水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準告示案(以下、告示案)をまとめ、平成 19 年 3 月 12 日まで、告示案に対する意見募集を行うことにしました。

今回の告示案は、魚類、甲殻類、藻類への影響を考慮し、6 種類の農薬の水産動植物への毒性被害防止に係る農薬登録保留基準値を示したものです。

各農薬の基準値は、「アミスルブロム」 $3.6 \mu\text{g/l}$ 、「エスプロカルブ」 $15 \mu\text{g/l}$ 、「シメトリン」 $6.2 \mu\text{g/l}$ 、「ピラクロニル」 $3.8 \mu\text{g/l}$ 、「メタフルミゾン」 $5.8 \mu\text{g/l}$ 、「ヨードスルフロンメチルナトリウム塩」 $61 \mu\text{g/l}$ に設定するとしています。

尚、意見の提出については環境省報道発表資料をご参照下さい。

当社では、農薬に関するご依頼も請け賜っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2007 年 2 月 9 日付 環境省ホームページ
EIC ネット

機器分析箇所 会田祐司